産業遺産情報センターの在り方等について
（第一次報告書）

平成２９年１１月

産業遺産情報センターに関する検討会

目　次

【報告書】

はじめに ····· 1
1．産業遺産情報センターの設置検討の背景等 ····· 2
2．産業遺産情報センターの機能・必要面積 ····· 4
3．産業遺産情報センターの設置場所についての考察 ····· 6

【参考資料】

1．「明治日本の産業革命遺産」（世界文化遺産）の概要 ····· 11
2．各サイトの歴史全体についての考察 ····· 13
3．物理的インタープリテーション及びプレゼンテーションの階層 ····· 14
4．産業遺産情報センターに関する検討会の開催について ····· 15
5．開催経緯 ····· 17

はじめに

平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、幕末から明治期（1850 年代から 1910 年まで）にかけて、我が国が工業立国の土台を構築し、後に日本の基幹産業となる製鉄・製鋼、造船、石炭産業という重工業の分野において急速な産業化を成し遂げたことを証言する産業遺産群により構成されている。

当該産業遺産群は、8 県 11 市に分布する 23 の構成資産により構成され、全体で一つの産業遺産の集合体として顕著な普遍的価値（ＯＵＶ：Outstanding Universal Value）を有しているものであり、国内外からの来訪者数の増加等を通じて「地方創生」にも貢献することが大いに期待される。

他方、「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録された際、世界遺産委員会の決議において、「歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略」を策定するよう勧告がなされ、日本政府は、韓国政府との外交交渉を踏まえ、インフォメーションセンターの設置などの適切な措置を当該戦略に盛り込む旨発言した。

このような背景から、日本政府は「産業遺産情報センター」を設置することとし、その在り方等について検討するため本検討会が設置された。

本検討会では、まず、当該センターの設置場所について、複数の候補地の中からＡ案（総務省所管）とＢ案（厚生労働省所管）に対象を絞り、それぞれの長所と課題を比較しつつ考察し、設置場所に関する第一次報告書として取りまとめたものである。

本報告書の意見も踏まえ、政府において、「産業遺産情報センター」の設置場所について総合的に判断のうえ方針を決定し、政府一丸となって当該センターの整備を早期に実現されることを望みたい。

１．産業遺産情報センターの設置検討の背景等

平成 27 年７月、国連教育文化科学機関（ユネスコ）の第 39 回世界遺産委員会において「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産への登録が決定された際、当該世界遺産委員会の決議において、a)から h)にわたる多岐の勧告がなされた（参考資料１．参照）。

このうち勧告 g)においては、「推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の１又は２以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。」とされ、日本政府は、韓国政府との外交交渉を踏まえ、インフォメーションセンターの設置などの適切な措置を当該戦略に盛り込む旨発言した。

これを受けて、内閣官房において、「文化遺産サイトのインタープリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章（2008 年）」に基づき、インタープリテーション戦略が策定されたところである。

当該インタープリテーション戦略においては、各サイトの「歴史全体」についても理解できる措置について、国内外の専門家等の助言も踏まえ、基本的には、顕著な普遍的価値のインタープリテーションに重点を置くべきであり、世界遺産の本来の目的に従い、各サイトにおいて、登録された資産の顕著な普遍的価値を、他の関連する問題と混同せずに明確に説明するという方針が示されている。

また、顕著な普遍的価値の対象期間（1850 年代から 1910 年まで）以外の各サイトの「歴史全体」の範囲は、1850 年代以前と 1910 年から現在までの２つに分けられ、いずれにおいても各構成資産の背景の理解を補足する地域的な価値を念頭に「歴史全体」の範囲を絞り込むこととしている（参考資料２．参照）。

その上で、インタープリテーション戦略では、2019 年度中を目途に総合的な情報センターとして「産業遺産情報センター」を東京に設置する方針を示しており、同センターは、産業遺産の保全の普及啓蒙に貢献する「シンクタンク」として、「明治日本の産業革命遺産」の資産全体を中心としつつ、産業労働を含む産業遺産に関する他の情報も発信する予定であるとしている（参考資料３．参照）。

「産業遺産情報センター」において取り扱うべき産業労働の展示は、顕著な普遍的価値に重点を置くことを前提に、顕著な普遍的価値の対象期間における日本の産業労働に焦点を当てつつ、当該対象期間以外の産業労働については、第二次大戦中に日本政府としても国家総動員法に基づく徴用政策を実施し、戦前・戦中・戦後に多くの朝鮮半島出身者が日本の産業の現場を支えていたことが理解できる展示に取り組む、というインタープリテーション戦略における方針については、本検討会としても適切であると考える。

２．産業遺産情報センターの機能・必要面積

内閣官房における既往の検討において、「産業遺産情報センター」に必要な機能として、次のような項目が挙げられており、その設置に当たっては、総合的な情報センターとしての役割を担うものとすることが妥当である。

機能１：情報発信・シンクタンク的機能（23 構成資産の群としての世界遺産価値のＰＲ、歴史全体について理解できる説明）

機能２：調査研究（産業史、産業遺産、産業に貢献した人々）

機能３：資産の管理保全指導（管理保全の支援）

機能４：教育・研修（政府・自治体・メディア・ＮＧＯ等の研修プログラム）

機能５：適切な展示戦略（テーマ毎の適切な展示割合）

機能６：展示技術の開発と指導（デジタル文書化の推進）

機能７：各センターとの連携と地方創生（基軸となる中核の情報センターとして８県 11 市のビジターセンター等と連携、世界遺産ルートとともに地方創生の観点から総合的な展示戦略を準備）

以上のような必要とされる機能を踏まえ、内閣官房において、「産業遺産情報センター」に必要な展示手法として、次のようなパターンが検証された。

パターンＡ：新設（展示面積 1,500 ㎡程度）。新たに建築物を建築し、展示専用の施設とする場合。

パターンＢ：既存施設の一部を活用（展示面積 500 ㎡程度）。室単位の活用など、比較的規模が大きい場合。

パターンＣ：既存施設の一部を活用（展示面積 60 ㎡程度）。エントランスや展示室の一画を活用するなど、比較的規模が小さい場合。

パターンＤ：Ｗｅｂ展開。展示施設を設けず、Ｗｅｂを活用して情報発信を行う場合。

上記パターンについては、設置可能な機能の充実度、設置・運営コスト、工期などの観点から、それぞれメリット・デメリットがあると考えられる。

本検討会としては、世界遺産委員会による勧告から２年以上経過していることも踏まえ、コストを抑えつつ、必要な機能を確保した「産業遺産情報センター」をできるだけ早期に実現することが望ましいという観点から、既存施設を活用する「パ

ターンＢ」について検討することが妥当であると考える。

　また同時に、物理的な展示施設を来訪しなくても、全世界の人々が情報にアクセスできるようにするためには、「パターンＤ」にあるようなＷｅｂ展開により情報発信することも重要であると考える。

３．産業遺産情報センターの設置場所についての考察

本検討会では、「産業遺産情報センター」の設置場所について、複数の候補地の中から、国有財産である既存施設であって 500 ㎡程度の展示スペースを確保できる可能性のある、Ａ案（総務省所管）とＢ案（厚生労働省所管）に対象を絞り、それぞれの長所と課題を比較しつつ考察することとした。以下は、本検討会における意見を取りまとめたものである。

（１）Ａ案に関する意見

【長所】

〇活用可能な床面積が大きいことから、様々な活用方法が考えられる。将来的にスペースを拡充して使用する展開もあり得るなど、発展の余地がある。

〇事務室や教育・研修のためのスペースなど必要な機能を確保できる。

〇間仕切壁の耐震壁が少なく、改修する際の自由度が高い。

〇敷地が広いことから、建物外でも（一時的な）展示や関連イベントができる可能性が考えられる。

〇耐震診断の結果、耐震基準を満足している。

【課題】

△施設・設備が老朽化しており、多くの改修費用が見込まれる。

△近隣に住宅地があるため、周辺環境への配慮が必要。

△利用者にとってわかりにくい場所にある。ただし、駅からそれほど遠くないため、案内板の設置やインターロッキング舗装による対処は可能。

【その他意見】

※本来ならば、敷地の大通り側の方がポテンシャルが高く、公共施設の設置には相応しい。将来、今の敷地の使い方を全体で見直していく機会があれば、大通り側に移転する可能性も検討されるべき。当初は規模を抑えて展示するという考え方も成り立ち得るのではないか。

※コンビニや食堂も使用できる、地域社会に開かれた形にした方が公共施設として住民に受け入れられるのではないか。

（２）Ｂ案に関する意見

【長所】

〇駅から非常に近く、アクセスが優れている。
〇周辺は主にオフィス街であり、A案に比べると周辺環境への懸念は比較的少ない。ただし、学校やマンションもあることから、これら既存施設への一定の配慮は必要。
〇比較的新しい建物であり、設備も老朽化していない。耐震基準も満足。

【課題】
△建物内の別施設の入居に伴う改装・閉館中に減った利用が戻らず、以前より稼働率がかなり低くなっている状態ではあるものの、現在も使用されている。
△スペースに制約があり、展示施設とするには大規模な改造が必要であり、既存の通訳設備、照明・音響機器の処分が必要。廊下を展示スペースとして使用することも考えられるが、廊下の幅が狭い。
△ストックヤードやライブラリーとしてのスペースがない。デジタル化したとしても機器の置き場所も限られる。
△建物内の別施設への来訪者との混乱を避けるなど、物理的な区分（設定）の検討が求められている。

【その他意見】
※現施設を改造するのはもったいないので、現状のまま有効活用を図るべきではないか。

（3）その他関連する意見
※大人向けと子供向けの展示内容を検討するとした場合、展示スペースが今の想定よりも必要になる可能性も考えておくべき。展示内容については今後議論が必要。
※「明治日本の産業革命遺産」のシリアルノミネーションとしての意義を発信するために、全体としての展示があるべきだが、各サイトにもそれぞれ研究や資料収集をしている施設があるので、情報センターはそれらの取組みを集約して発信する役割が必要ではないか。
※国が内容を作るというよりは、各サイトの情報を発信できる機能を持たせることで東京都内に整備する意義がある。常設展示というよりは、常に研究成果が発信される機能が望ましいのではないか。
※ギャラリートークや研究成果の発信を考えたとき、東京都内では研究者が夕

方以降に集まることもあるため、食堂も有効活用できるとよい。収入が先細りの中での公共施設の運営を考えると、施設の改修を行って（その床を貸して）収益を得るといった考え方もできないか。

※情報センターはどれくらい情報を集められるかが決め手となる。全国 23 ヶ所に東京から見えない情報もたくさんある。地元に行かなければわからない情報を集約し、様々な企画を行っていくにはいかに情報を集めるかが重要。

※今は Web の時代であり、国立公文書館のアジア歴史資料センターなど、世界から評価を受けるデジタルアーカイブ機能を有する施設もある。そういった施設と連携を取ることも考えることで様々な情報発信ができる。高度な情報を提供できるようにすることで世界からも評価されるのではないか。

※情報センターは「明治日本の産業革命遺産」を核として、産業遺産全体を広めていく施設を考えるべき。展示だけだとリピーターの確保が難しいので、様々な情報を発信する施設としての構想が望ましい。

※博物館の場合、バックヤードの面積は展示スペース以上に必要となる。リピートして様々な内容について学んでもらいたいということを考えると、ある程度の面積のバックヤードの確保が必要。勉強するための資料室、図書室なども必要であり、広いスペースがある施設が望ましい。

※バックヤードと言っても、既存の博物館としてのバックヤードではなく、デジタル時代にふさわしいものを想定すべき。地方では発信が難しい情報もあるので、そうした情報を扱う機能も必要になるのではないか。

※例えば調査研究機能を持たせる場合、情報センターに職員として研究者を雇うのかどうかといった運営面の検討も重要。

※収蔵スペースを東京都内に置くことは非効率であり、収蔵は地方にして東京にはデジタルな情報が来る仕組みが好ましいのではないか。学芸員や収蔵のための費用を地方に置き、人材育成も地方でやっていける仕組みを作ることも必要ではないか。地方に研究機能・収蔵機能を置き、その結果を東京に集約するイメージをするとコストの考え方が変わってくるのではないか。

※学芸員養成のためのシステムがあった方がよいのではないか。

※戦前にも、戦後にも産業の歴史を語るような博物館の構想があったが実現していない。今までできなかった日本の産業史を紹介できるものになれば、人材育成の面においても非常に大きな役割を果たすのではないか。長期的にそ

ういった構想を持って取り組んでもらいたい。

※現状、科学系の博物館は国立科学博物館。先進国では自然と科学を両方扱っているのは稀で、それぞれ独立した博物館となっている。産業については科学の枠での扱いとなっている。日本でもそうなってほしい。

（4）まとめ

以上のように、本検討会では、「産業遺産情報センター」の設置場所についてＡ案とＢ案の長所と課題を比較しつつ考察した結果、当該センターに求められる機能を十分に果たしていくためには、関連して出された上掲の意見の実現可能性を探るなど将来の発展性をも踏まえると、Ａ案の方が物理的には設置場所としてより相応しいものと考える。

本報告書の意見も踏まえ、政府において、「産業遺産情報センター」の設置場所について総合的に判断のうえ方針を決定し、政府一丸となって当該センターの整備を早期に実現されることを望むものである。

≪参考資料≫

1．「明治日本の産業革命遺産」（世界文化遺産）の概要

世界文化遺産としての推薦

平成 26 年に日本政府として、「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」を世界文化遺産に推薦。イコモスの審査により、平成 27 年 5 月に名称を「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に変更して「記載」勧告。同年 7 月、ユネスコ世界遺産委員会において「記載」決定。

- 平成 26 年 1 月末　閣議了解の上、ユネスコ世界遺産センターに推薦書正式版を提出。
- 平成 26 年 9 月下旬～10 月上旬　イコモス（国際記念物遺跡会議）による現地調査。
- 平成 27 年 5 月 4 日　ユネスコ世界遺産センターからイコモスによる「記載」勧告の通知。
- 平成 27 年 7 月 5 日　ユネスコ世界遺産委員会で世界遺産リストへの記載が決定。

資産の概要

- 西洋から非西洋への産業化の移転が成功したことを証言する産業遺産群により構成されている。
- 19世紀後半から20世紀初頭にかけて、日本は工業立国の土台を構築し、後に日本の基幹産業となる製鉄・製鋼、造船、石炭産業といった重工業において急速な産業化を成し遂げた。
- 一連の産業遺産群は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業という重工業分野において 1850 年代から 1910 年にかけて半世紀で西洋の技術が移転され、日本の伝統文化と融合し、実践と応用を経て産業システムとして構築される産業国家形成への道程を時系列に沿って証言している。

資産の構成（8 県 11 市の 23 資産）

萩：①萩反射炉　②恵美須ヶ鼻造船所跡　③大板山たたら製鉄遺跡　④萩城下町　⑤松下村塾

鹿児島：⑥旧集成館　⑦寺山炭窯跡　⑧関吉の疎水溝　**韮山**：⑨韮山反射炉　**釜石**：⑩橋野鉄鉱山

佐賀：⑪三重津海軍所跡　**長崎**：⑫小菅修船場跡　⑬三菱長崎造船所第三船渠　⑭同ジャイアント・カンチレバークレーン

⑮同旧木型場　⑯同占勝閣　⑰高島炭坑　⑱端島（はしま）炭坑　⑲旧グラバー住宅

三池：⑳三池炭鉱・三池港　㉑三角西港　**八幡**：㉒官営八幡製鐵所　㉓遠賀川水源地ポンプ室

ユネスコ世界遺産委員会（平成27年7月）での決議の概要等について

世界遺産委員会の決議（抜粋）

a) 端島（はしま）炭坑の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。

b) 推薦資産(の全体)及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。

c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。

d) 推薦資産(の全体)及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。

e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項･決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。

f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。

g) 推薦資産のプレゼンテーションのためのインタープリテーション(展示)戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し産業化の1又は2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション(展示)戦略とすること。(*)

(*脚注：世界遺産委員会は，委員会のサマリー・レコードに記載されているとおり，パラ4．gで言及されている各サイトの歴史全体について理解できるようにするインタープリテーション(展示)戦略に関し、日本が発したステートメントに留意する。)

h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

上記a)～h)について、2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、**2017年12月1日まで**に、上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。

世界遺産委員会における日韓両国政府の発言

〔日本政府発言(抜粋)〕

日本政府は、技術的・専門的見地から導き出されたイコモス勧告を尊重する。特に、「説明戦略」の策定に際しては、「各サイトの歴史全体について理解できる戦略とすること」との勧告に対し、真摯に対応する。

より具体的には、日本は、1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れて来られ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である。

日本はインフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である。

〔韓国政府発言(抜粋)〕

韓国政府は、「1940年代にいくつかのサイトにおいて、その意思に反して連れてこられ、厳しい環境の下で働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと」、及び「インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込むこと」とする、先ほど本委員会の場でなされた日本政府によるステートメントを最大の重要さをもって受け止める。韓国政府は、委員会の権威に対し完全な信頼を置いており、また、日本政府が本日この威厳のある委員会において宣言した措置を誠実に履行すると信用し、本件についてコンセンサスに参加することを決定した。

2．各サイトの歴史全体についての考察【インタープリテーション戦略より抜粋】

各サイトの歴史全体についての考察
（内容は検討段階であり、今後変更があり得る）

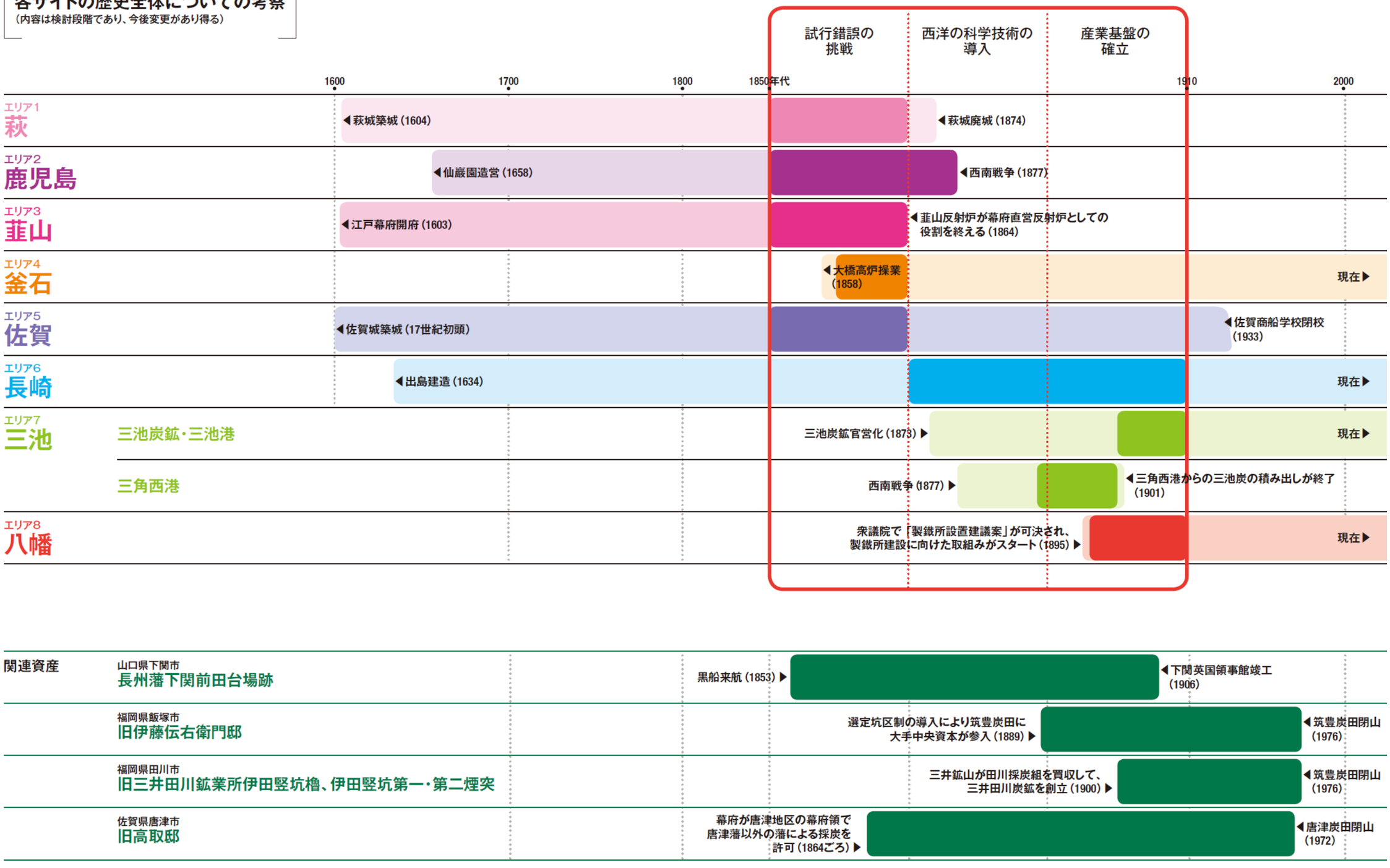

3．物理的インタープリテーション及びプレゼンテーションの階層【インタープリテーション戦略より抜粋】

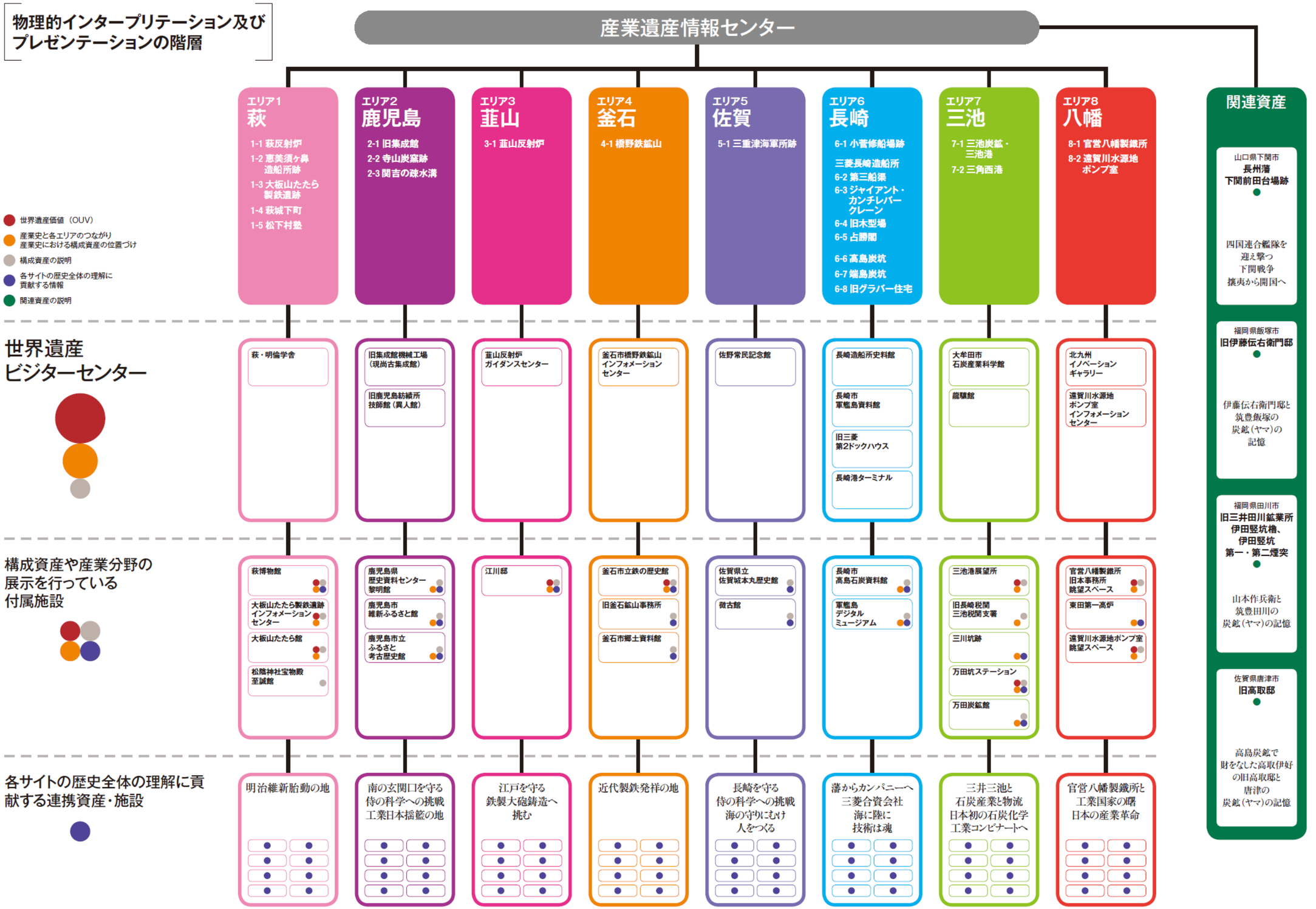

４．産業遺産情報センターに関する検討会の開催について

平成 29 年 10 月３日
内閣官房長官決裁

１．趣旨

「明治日本の産業革命遺産」に関するユネスコ世界遺産委員会の勧告を踏まえ、産業遺産情報センターの在り方等について検討するため、産業遺産情報センターに関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

２．構成

（１）検討会は、別紙に掲げる者により構成し、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下に開催する。
（２）まち・ひと・しごと創生担当大臣は、別紙に掲げる者の中から、検討会の座長を依頼する。
（３）検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

３．その他

検討会の庶務は、内閣官房において処理する。

（別紙）

産業遺産情報センターに関する検討会構成員名簿

（五十音順、敬称略）

	伊東　　孝	元日本大学教授、産業考古学会会長
	小野寺英輝	岩手大学理工学部准教授
（座長）	工藤　教和	慶應義塾大学名誉教授
	後藤　　治	学校法人工学院大学理事長
	松岡　資明	学習院大学客員教授

５．開催経緯

■第１回検討会（平成 29 年 10 月３日（火） 10:30～12:00）

【議　事】

・検討会の進め方について

・産業遺産情報センターの候補地について

・その他

■候補地の現地視察（平成 29 年 10 月 20 日（金）ほか）

■第２回検討会（平成 29 年 10 月 31 日（火） 15:00～16:30）

【議　事】

・第１回検討会議事要旨（案）について

・産業遺産情報センターの候補地について

・報告書骨子案について

・その他

■第３回検討会（平成 29 年 11 月 10 日（金） 10:30～12:00）

【議　事】

・第２回検討会議事要旨（案）について

・産業遺産情報センターの在り方等について（第一次報告書）（案）について

・その他